令和６年度
第１回六ヶ所村総合教育会議

日　時　　令和６年５月29日（水）
　　午後２時30分から
場　所　　分庁舎３階大会議室

次　　第

１　開　　会

２　村長あいさつ

３　議　　事
　六ヶ所村立小・中学校の配置計画について

４　閉　　会

六ヶ所村立小・中学校の配置計画について

（六ヶ所村総合教育会議　提出資料）

学　務　課

１．はじめに

全国的に学校統合が進む中、本村においても少子化の影響による児童生徒数の減少が顕著になるとともに、施設の老朽化による改築等の検討も必要になったことなどを踏まえ、村内小中学校の教育環境の充実を図ることを目的に、「学校施設の経過年数」、「学区の児童生徒数の推計」、「アンケート調査」などの調査結果を基に、平成 30 年４月に将来的な学校配置計画を含めた「六ヶ所村立小・中学校の配置計画」を策定したところである。

配置計画に基づき、これまで小中学校の適正な配置に努めるとともに、児童生徒の学力向上をはじめとする人材育成に、様々な施策を継続的に実施してきたところである。

今般、配置計画に基づく対応状況を確認・検証するとともに、将来的な中学校の統合について検討し、方向性を示すものである。

２．六ヶ所村立小・中学校の配置計画　「３．将来的な学校配置計画」の概要と実施状況について

（１）小学校について

計画の内容	実施状況
①　村内の小学校は、当面現有の４校とする。ただし、教育委員会は少なくても３年以内毎に学校の適正規模、配置及び教育環境の充実、財政の適正化の観点から配置計画の妥当性を検討し必要に応じて見直しするものとし、各学区の新入学児童が 10 人を下回り複式学級への移行が想定される時点では、具体的に統合に向けた検討に着手することとする。	３年以内毎の検討については、未実施となっていることから、今年度実施する。
②　千歳平小学校は、昭和 51 年度に建設され 41 年が経過し老朽化が著しいため、速やかに建替えを進めるものとする。ただし、規模決定にあたっては、過大とならないよう、事業費の削減に努めることとし、加えて将来他の公共用施設への活用も考慮した弾力的な計画とする。	千歳平小学校については、令和３年度から校舎、令和４年度からグラウンドが供用開始となり、計画通り進捗している。

③　他の３小学校についても、適正な学校規模確保のため統廃合に移行する場合に備え、あらかじめ他の公共施設への用途換え等の対応策を庁内において検討し、具体案を明確にしておく。	泊小学校は、平成16年の開校から20年経過し、尾駮小学校は、平成23年の開校から13年が経過。南小学校については、平成25年の開校から11年が経過している。尾駮小学校以外の小学校については、令和13年度までに新入生が10人未満となることが見込まれていることから、上記①の検討を通して必要な対応をしていく。

（２）中学校について

計画の内容	実施状況
①　泊中学校は、防災的な観点や老朽化等への早急な対応として、泊小学校との併置に向け平成30年度から調査に着手し、概ね２～３年程度を目途に泊小学校の設計、改修工事等を終えて小・中学校併置校に移行する。	令和３年４月から併置校に移行しており、計画通り進捗している。
②　千歳中学校は、老朽化等への早急な対応として、現時点で各学年２クラスの教室が確保されている第二中学校が防音機能復旧事業による空気調和設備の更新等により良好な就学環境が期待できることから、平成30年度から具体的な準備に着手し、概ね２年程度を目途に第二中学校との統合に移行する。	令和２年４月から統合しており、計画通り進捗している。

３．学力向上等に向けた村独自の取り組みについて

各学校と連携・協力しながら児童生徒の「確かな学力」の定着と向上並びに教職員や保護者の負担軽減等教育環境の充実を図るため、さまざまな村独自の施策を実施してきたところである。

（１）村内各学校に「村費負担教職員」の配置を継続
（２）村内各学校に「学校支援員」及び「用務員」の配置を継続
（３）「タブレット端末」や「電子黒板」の早期導入
（４）複式学校のデメリット解消のため、「村費負担教員」の増員
（５）「村営塾」の開設
（６）「各種検定・民間塾への通塾に対する補助」、「給食費の無償化」、「入学祝い金の支給」など

４．今後の取り組みについて

近年の少子化の影響により村内小中学校の児童生徒の推移を見極めながら、児童生徒の資質や能力を伸ばすため、次の事項に取り組む。

（１）学力向上等に向けた村独自の施策の継続的な実施

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」の結果を踏まえ、より効果的な事業に改善しながら継続していく。

（２）（仮称）六ヶ所村地域学校運営協議会（ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｽｸｰﾙ）の設置

国が進める学校・家庭・地域の連携協働による「地域とともにある学校づくり」のため、（仮称）六ヶ所村地域学校運営協議会の設置に向け、検討・協議をしていく。

（３）小中学校の統廃合に対する評価の実施

統廃合等により学校施設が減少することにより、施設運営に係る経費の削減は期待できるが、一方では、通学バスの「距離の延長」や「新たな路線の追加」などによる経費の増加も見込まれる。

また、地域から学校教育拠点施設がなくなることで、地域の学校への関与が薄れるなどの影響も考えられる。

これらを踏まえ、「千歳中学校」の「第二中学校」との統合、「泊中学校」の「泊小学校」との併置校への対応を中心に、これまで学校配置計画に基づき実施してきた事項について、総合的な評価を実施する。

（４）村内中学校の統合について

学校配置計画の策定から 10 年程度を目途に１校にするとしてきたことを踏まえ、現在の各学校の生徒数の推移や施設の老朽化等を考慮するとともに、上記の評価結果を参考にしながら、将来的な配置について検討する。

５．まとめ

近年の社会的背景を踏まえたうえで、本村の小中学校の現状と今後の児童生徒数の推移をみれば、中学校の統合については避けて通れない課題である。

統合することによる「安全な通学路や通学手段の確保」、「地域コミュニティへの影響」、「生徒への影響」なども懸念されることから、統合による将来的な課題の整理・克服に努めていく必要がある。

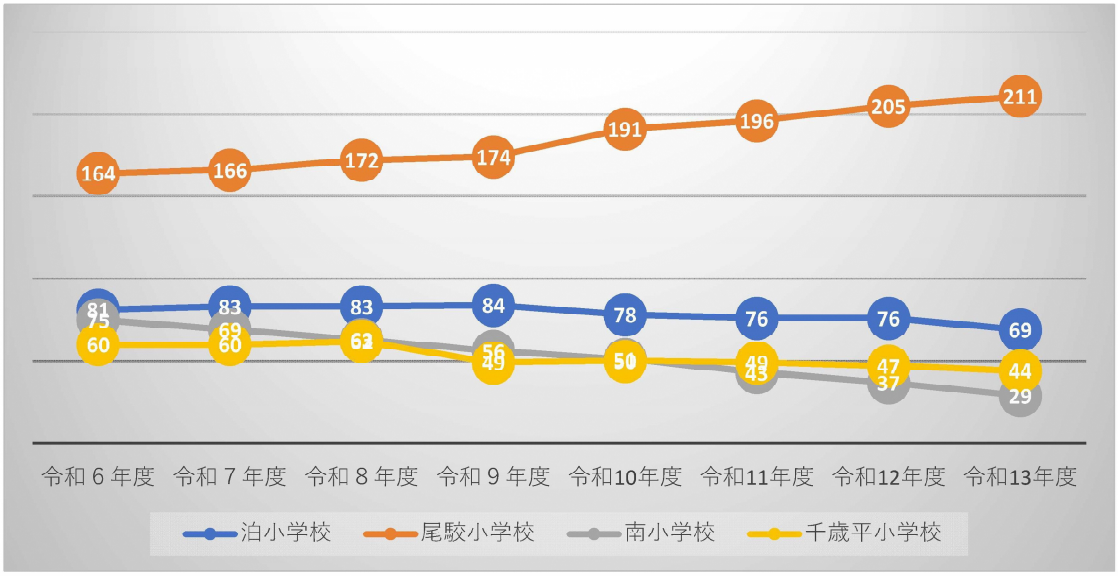
そのようなことを踏まえ、村内中学校の統合に向けた「基本構想」の策定に着手する。

参考資料１－１

児童生徒数の推移（見込み）

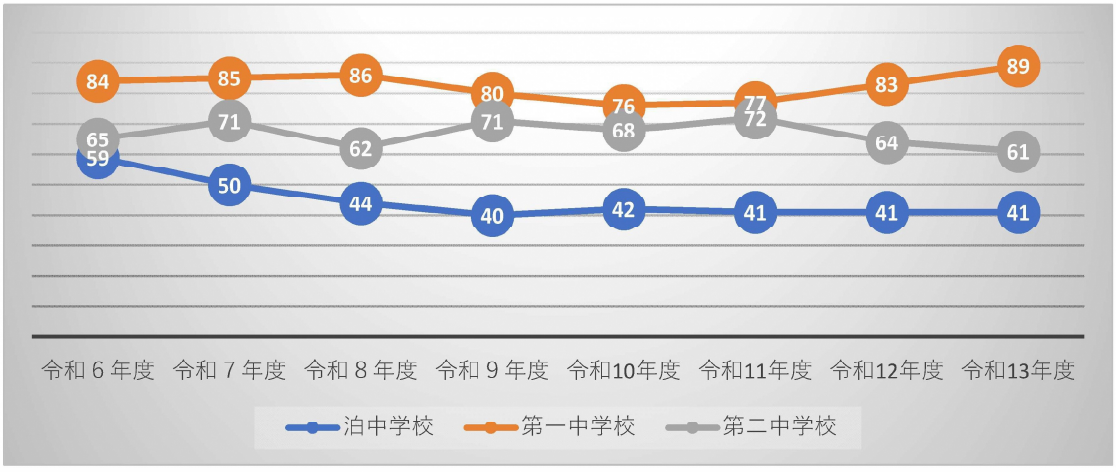
① 小学校

学校名	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	備考
泊小学校	81	83	83	84	78	76	76	69	
尾駮小学校	164	166	172	174	191	196	205	211	
南小学校	75	69	63	56	51	43	37	29	
千歳平小学校	60	60	62	49	50	49	47	44	
小計	380	378	380	363	370	364	365	353	



② 中学校

泊中学校	59	50	44	40	42	41	41	41	
第一中学校	84	85	86	80	76	77	83	89	
第二中学校	65	71	62	71	68	72	64	61	
小計	208	206	192	191	186	190	188	191	



総計	588	584	572	554	556	554	553	544	

各学校の学年別の児童生徒数の推移（見込み）

参考資料１－２

泊小学校

学年	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
１年	10	16	16	11	10	13	10	9
２年	15	10	16	16	11	10	13	10
３年	16	15	10	16	16	11	10	13
４年	10	16	15	10	16	16	11	10
５年	16	10	16	15	10	16	16	11
６年	14	16	10	16	15	10	16	16
合計	81	83	83	84	78	76	76	69

尾駮小学校

学年	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
１年	31	31	32	28	42	32	40	37
２年	27	31	31	32	28	42	32	40
３年	26	27	31	31	32	28	42	32
４年	25	26	27	31	31	32	28	42
５年	26	25	26	27	31	31	32	28
６年	29	26	25	25	27	31	31	32
合計	164	166	172	174	191	196	205	211

南小学校

学年	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
１年	9	11	4	7	7	5	3	3
２年	13	9	11	4	7	7	5	3
３年	12	13	9	11	4	7	7	5
４年	14	12	13	9	11	4	7	7
５年	10	14	12	13	9	11	4	7
６年	17	10	14	12	13	9	11	4
合計	75	69	63	56	51	43	37	29

千歳平小学校

学年	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
１年	12	9	8	2	12	6	10	6
２年	7	12	9	8	2	12	6	10
３年	11	7	12	9	8	2	12	6
４年	15	11	7	12	9	8	2	12
５年	6	15	11	7	12	9	8	2
６年	9	6	15	11	7	12	9	8
合計	60	60	62	49	50	49	47	44

小学校計	380	378	380	363	370	364	365	353

泊中学校

学年	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
１年	14	14	16	10	16	15	10	16
２年	22	14	14	16	10	16	15	10
３年	23	22	14	14	16	10	16	15
合計	59	50	44	40	42	41	41	41

第一中学校

学年	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
１年	31	29	26	25	25	27	31	31
２年	25	31	29	26	25	25	27	31
３年	28	25	31	29	26	25	25	27
合計	84	85	86	80	76	77	83	89

第二中学校

学年	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
１年	20	26	16	29	23	20	21	20
２年	25	20	26	16	29	23	20	21
３年	20	25	20	26	16	29	23	20
合計	65	71	62	71	68	72	64	61

中学校計	208	206	192	191	186	190	188	191

青森県が毎年度実施している「公立小・中学校の新入学児童生徒数に関する調」によると、令和13年度までの推計では、尾駮小学校を除く３小学校について、児童数の減少が見込まれている。特に南小学校においては、令和８年度から新入学児童が一桁になり、令和９年度から複式学級（２学年の合計児童数が16人未満）になり、令和13年度には全学年が複式学級の対象となる。

千歳平小学校においても、現在複式学級が２となっているが、今後も複数の複式学級が継続する見込みである。

中学校においても、生徒数の減少が見込まれており、泊中学校では減少率が大きく、令和13年度では、令和６年度と比較して約30%減の全校で41人、第一中学校ではプラス５%、第二中学校ではマイナス６%と見込まれている。

各学校の経費（直近３か年）

参考資料２

泊小中学校（平成16年度、経過年数　20年）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	平均	備考
水道料金	696,721	466,616	482,210	548,516	
電気料金	15,922,498	21,663,049	20,273,582	19,286,376	
燃料費	351,816	232,966	335,422	306,735	
修繕等	1,122,817	772,104	506,550	800,490	
合計	18,093,852	23,134,735	21,597,764	20,942,117	

尾駮小学校（平成22年度、経過年数　13年）

水道料金	372,980	330,905	374,960	359,615	
電気料金	14,584,312	17,889,710	26,053,056	19,509,026	
燃料費	19,001	14,132	5,056	12,730	
修繕等	1,159,548	1,493,668	625,935	1,093,050	
合計	16,135,841	19,728,415	27,059,007	20,974,421	

南小学校（平成24年度、経過年数　11年）

水道料金	278,271	244,855	252,777	258,634	
電気料金	13,915,296	18,369,729	26,815,993	19,700,339	
燃料費	14,444	63,592	71,576	49,871	
修繕等	1,212,579	837,644	319,990	790,071	
合計	15,420,590	19,515,820	27,460,336	20,798,915	

千歳平小学校（令和４年度、経過年数　1年）

水道料金	163,596	206,164	194,587	188,116	
電気料金	1,885,951	15,237,710	15,301,783	10,808,481	
燃料費	2,290,092	13,605	18,987	774,228	
修繕等	920,966	377,672	138,050	478,896	
合計	5,260,605	15,835,151	15,653,407	12,249,721	

第一中学校（昭和60年度、経過年数　38年）

水道料金	755,451	724,264	927,956	802,557	
電気料金	3,598,453	5,057,512	5,009,202	4,555,056	
燃料費	2,995,269	2,969,047	1,746,855	2,570,390	
修繕等	972,132	553,312	461,780	662,408	
合計	8,321,305	9,304,135	8,145,793	8,590,411	

第二中学校（平成７年度、経過年数　28年）

水道料金	379,910	377,186	374,713	377,270	
電気料金	10,104,782	12,915,187	13,222,088	12,080,686	
燃料費	2,616,738	2,644,201	2,427,468	2,562,802	
修繕等	3,278,091	1,571,597	838,860	1,896,183	
合計	16,379,521	17,508,171	16,863,129	16,916,940	

統合中学校整備事業に伴う工程表（案）

参考資料３

令和6年5月現在

事業名＼年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
統合中学校整備事業（配置計画からの経過年数）	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	
・校舎・講堂新築	基本構想	調査・基本設計	新築実施設計		新築工事		令和12年４月統合	
・建設用地造成			造成実施設計	造成工事				
・外構整備						外構実施設計	外構工事（グラウンド	
・旧校舎・講堂解体						解体実施設計	解体工事	
・備品購入						備品購入		
・スクールバス購入、車庫建設				新築実施設計	バス購入、車庫建設			
・教職員住宅新築				新築実施設計	新築工事			
・統合準備委員会		統合準備委員会設置、随時開催（統合に関する基本事項の検討や協議、決定）						
・地区・保護者説明会	必要に応じて随時開催							
教育委員会での取組事項	1. 統合中学校建設場所の選定及び村長との協議 2. 総合教育会議でスケジュールの確認 3. 基本構想を策定	1. 各学校からの意見、要望等の聴取 2. 保護者アンケートの実施（統合校に望むこと等） 3. 議会常任委員会等への説明（基本設計内容、保護者説明会・アンケート結果等）	1. 統合準備委員会の設置・委員委嘱 2. 統合準備委員会での学校経営方針、校訓、校章、校歌、教育課程、備品等の検討、協議、決定 3. 中学校学区の保護者への説明（実施設計内容等） 4. 各学校への説明（実施設計内容等） 5. 議会常任委員会等への説明（実施設計の内容、進捗状況等）	1. 統合準備委員会での学校経営方針、校訓、校章、校歌、教育課程、備品等の検討、協議、決定 2. 中学校学区の保護者への説明（統合準備委員会での検討状況等） 3. 議会常任委員会等への説明（工事等進捗状況、統合準備委員会の検討状況等） 4. 通学バスルートの検討（通学時間、台数等） 5. 制服・ジャージ・かばん等の検討（デザイン、購入費補助等） 6. 統合中学校開校記念式典の検討	1. 統合準備委員会での学校経営方針、校訓、校章、校歌、教育課程、備品等の検討、協議、決定 2. 中学校学区の保護者への説明（統合準備委員会での決定内容等） 3. 議会常任委員会等への説明（工事等進捗状況、統合準備委員会の決定内容等） 4. 統合中学校開校記念式典の準備 5. 各校財産処分の手続き 6. 関係条例・規則の改廃（学校廃止・設置、通学区域変更）	1. 統合準備委員会での学校経営方針、校訓、校章、校歌、教育課程、備品等の検討、協議、決定 2. 中学校学区の保護者への説明（統合準備委員会での決定内容等） 3. 議会常任委員会等への説明（工事等進捗状況、統合準備委員会の決定内容等） 4. 統合中学校開校記念式典の準備 5. 各校財産処分の手続き 6. 関係条例・規則の改廃（学校廃止・設置、通学区域変更）	1. 統合中学校開校記念式典の開催	
各学校での取組事項					1. 統合準備委員会での学校経営方針、校訓、校章、校歌、教育課程、備品等の検討、協議、決定 2. 各校閉校記念式典の検討・準備 3. 統合中学校開校記念式典の検討	1. 統合準備委員会での学校経営方針、校訓、校章、校歌、教育課程、備品等の検討、協議、決定 2. 各校閉校記念式典の準備・開催 3. 統合中学校開校記念式典・入学式の準備	1. 統合中学校開校記念式典・入学式の開催	

参考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律【抜粋】
発令　　：昭和31年6月30日法律第162号
最終改正：令和5年5月8日号外法律第19号
改正内容：令和5年5月8日号外法律第19号[令和６年４月１日]

（総合教育会議）
第一条の四　地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
一　教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
二　児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
２　総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
一　地方公共団体の長
二　教育委員会
３　総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
４　教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
５　総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
６　総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
７　地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
８　総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
９　前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

〇六ヶ所村総合教育会議の運営に関する要綱
平成28年１月20日訓令第２号
改正
平成30年３月26日告示第12号
六ヶ所村総合教育会議の運営に関する要綱
（趣旨）
第１条　この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第１条の４第９項の規定に基づき、六ヶ所村総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（会議の招集）
第２条　会議は、村長が招集する。
２　会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに協議及び調整すべき事項をあらかじめ教育委員会に通知して行う。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
（議長）
第３条　会議の議長は、村長をもって充てる。
（公開）
第４条　会議は、公開するものとする。ただし、法第１条の４第６項ただし書きの事由があると認めるときは、協議の上、これを公開しないことができる。
（議事録の作成及び公表）
第５条　村長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表する。ただし、非公開の会議の議事録は、公表しない。
２　前項の規定による公表は、六ヶ所村公式ホームページに掲示することにより行う。
（事務局）
第６条　会議の事務局は、総務課に置く。
（その他）
第７条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、村長が会議に諮って定める。
附　則
この要綱は、平成28年１月20日から施行する。
附　則（平成30年３月26日告示第12号）
この要綱は、公布の日から施行する。